

調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定のについて（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 367 号森林整備部長通知）
一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>別紙 調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 旅費交通費の積算 現地作業及び打合せに要する旅費交通費の積算は、最も経済的な経路により次の積算方法により算定する。 交通手段の選定にあたっては、「2 通勤及び滞在の区分」、旅費交通費の算定にあたっては「5 交通費」によるものとし、現地での作業を伴う業務はライトバン、その他の業務については公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤及び滞在の区分 ① 通勤により業務を行う場合 通勤により業務を行う基準は次を標準とする。 ア ライトバンの場合 積算上の基地から現地までの片道距離が 30km 程度（高速道路等を利用する場合は 60km 程度）若しくは片道通勤所要時間 1 時間程度とする。 イ 公共交通機関の場合 積算上の基地から現地まで、公共交通機関を利用する場合は片道所要時間 2 時間程度とする。</p> <p>② 滞在して業務を行う場合 ア ライトバンの場合 ①アの範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する場合。 イ 公共交通機関の場合 ①イの範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する場合。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>別紙 調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 旅費交通費の積算 現地作業及び打合せに要する旅費交通費の積算は、最も経済的な経路により次の積算方法により算定する。 交通手段の選定にあたっては、「2 通勤及び滞在の区分」、旅費交通費の算定にあたっては「5 交通費」によるものとし、現地での作業を伴う業務はライトバン、その他の業務については公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤及び滞在の区分 ① 通勤により業務を行う場合 通勤により業務を行う基準は次を標準とする。 ア ライトバンの場合 積算上の基地から現地までの片道距離が 30km 程度（高速道路等を利用する場合は 60km 程度）若しくは片道通勤所要時間 1 時間程度とする。 イ 公共交通機関の場合 積算上の基地から現地まで、公共交通機関を利用する場合は片道所要時間 2 時間程度とする。</p> <p>② 滞在して業務を行う場合 ア ライトバンの場合 ①イの範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する場合。 イ 公共交通機関の場合 (1) ②の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する場合。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>

附 則
この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。